介護サービス事故報告書に関するQ&A

令和5年5月 板橋区介護保険課指導係作成

※ 事故報告についてご不明な点は、指導係にお問合せください。

問2 (受診結果が異常なしの場合)	回 答
転倒・転落等により医療機関を受診したが、	原則必要ない。検査等の結果、異常がなく
検査の結果、特に異常がなかった場合、	治療を要しない場合には、事故報告書の提出は
事故報告書の提出は必要か。	必要ない。
	医療機関で治療した場合(鎮痛剤の処方、外用薬
	の処方等)には、提出が必要となる。

問3 (様子観察後の医療機関受診) 回 答 転倒・転落事故が発生した際、事故発生 直後は様子観察をしていたが、数日経って も状態が改善しないため、医療機関を受診 した場合、事故報告書の提出は必要か。

問4 (他者の薬の誤与薬)	回 答
他の利用者の薬を誤って服用したが、体調	必要である。他の利用者の薬の誤与薬について
にそれ程変化がなく、主治医に連絡したの	は、重大な健康被害を及ぼす可能性のある事故
みで、医療機関を受診せずに様子観察した	であるため、利用者の体調に特別な変化がない
場合、事故報告書の提出は必要か。	場合でも、事故報告書の提出は必要である。

問5 (本人の薬の誤与薬)	回答
利用者本人の薬を飲ませ忘れたり、タイミン	利用者本人の薬の誤与薬、落薬により、健康被害
グを誤って服用させてしまった場合、どの程	等があり医療機関を受診した場合には、事故報告
度の影響により、事故報告書の提出が必要	書の提出が必要である。
か。	医療機関受診を必要としなかった場合は、事業所
	内の事故処理とする。

問6 (利用者の行方不明)

利用者がサービス提供中に無断で外出し、 行方不明になった場合、どの程度の行動 や被害により、事故報告書の提出が必要か。

回答

サービス提供中に行方不明となった、いわゆる離 設事故に関しては、原則下記の場合、事故報告書 の提出が必要となる。

- ①離設により、医療機関受診が必要となる程の 身体的影響等があった場合。
- ②離設後、近所を捜しても見つからず、警察に 届け出て捜索した場合。

問7 (病変による医療機関受診、死亡)

利用者が、心不全や脳梗塞等のいわゆる 病変により医療機関を受診した場合や死亡 した場合、事故報告書の提出は必要か。

回答

老衰、看取り期により死亡した場合や<u>警察が介入した</u>場合について基本的には提出不要だが、<u>下記の場合</u>は提出が必要となる。

- ①持病以外の病気で医療機関を受診・死亡・救急 搬送をした場合
- ②サービスの提供が原因で医療機関を受診・死亡・ 救急搬送をした場合

問8 (感染症の発生)

事業所で感染症が発生した場合、どの程度 の感染で事故報告書の提出が必要か。 保健所への報告基準に準じ下記のとおりとする。 感染拡大が収束した後に、発生状況等を把握し 事故報告書に「事故当事者一覧表」を添えて提出。

- ①感染症による死亡者が発生した場合。
- ②感染症による<u>入院患者が7日間に2名</u> 以上発生した場合。
- ③感染症様疾患<u>患者が7日間に10名以上</u> 又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ④上記に該当しない場合であっても、通常の 発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。

問9 (事故報告書の提出方法)

事故報告書の提出方法は何があるか。

個人情報が記載されており、誤送付防止のため 郵送かファイルストレージシステムで提出。 ファイルストレージシステム利用方法はホームページに 掲載しております。

★掲載先

トップページ〉健康・医療・福祉〉介護〉事業関係者向け情報(介護)〉届出・指定〉介護保険事業者 事故報告書関係〉(7)ファイルストレージシステムマニュアル※ファイルストレージシステムを利用したい場合事前にメールにて介護保険課指導係に利用したいことを伝える(メールアドレスを登録する必要性があるため)送付先メールアドレス: ki-shido@city.itabashi.tokyo.jp